



令和7年度

白岡市立白岡中学校

いじめ防止基本方針

白岡市いじめナシ！宣言

いじめの被害に苦しむ生徒を出さない

いじめをする生徒を出さない

いじめを見逃す生徒を出さない

白岡市立白岡中学校

「いじめナシ！宣言」



1. 命を大切にします。
2. 一日たくさんの人と笑い合います。
3. いじめを、いじめで返しません。
4. 相手を傷つけることはしません。
5. いじめが起きたら、全員がそれを認識します。
6. 自分がされたら嫌なことは、相手にもしません。
7. どんなに小さなことでも、いじめにつながることは、絶対に許しません。
8. 見て見ぬふりをせず勇気を出して周りの人に相談します。
9. 一人一人がいじめを許さない思いやりの心を持ちます。

はじめに ～ いじめは犯罪 ～

近年いじめが多様化・深刻化（陰湿化・日常化・低年齢化）し、中には被害者生徒が自殺に至るケースも出ている。いじめは、時には多数の者が結託し、時にはネットの陰に身を隠して、特定の生徒に対して身体的・心理的な苦痛を与え続ける重大な人権侵害であり、決して許すことのできない犯罪である。

市内においては、各学級、学年、学校、地域、家庭から

いじめの被害に苦しむ生徒を出さない

いじめをする生徒を出さない

いじめを見逃す生徒を出さない

ことを目標に、全市民をあげて取り組むことが肝要である。そのため、市内全学校の教職員はもちろん、すべての保護者、地域の人々が手を携え、方針をそれぞれの役割を認識し、連携して取り組むことを目指してこの基本方針を策定した。

※白岡市いじめ防止基本方針より

< I いじめ問題に関する基本的な考え方 >

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒たちにも、どの学校にも起こり得ることから、学校・家庭・地域が一体となって、一過性でなく、継続して未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。

いじめ問題への取り組みにあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取り組みを進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌作り」に取り組む未然防止の活動は、教育活動のあり方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められている。

(1) いじめとは

「いじめ」とは、「当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

(2) いじめの基本認識

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴力、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれ役割を果たし、一体となって取り組む問題である。

＜Ⅱ 未然防止＞

いじめ問題において、『いじめが起こらない学校・学級作り』等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。生徒・保護者の意識や背景、地域・学校の実態を把握した上で、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要がある。

（１） 生徒たちや学級の様子を知るには

① 教職員の気づきが基本

生徒たちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことである。

② 実態把握の方法

諸調査やアンケート、さらに心理尺度等を用いた実態把握も観察以外に有効である。

（２） 互いに認め合い、支えあい、助け合う仲間作りのためには

① 生徒たちのまなざしと信頼

教職員は、生徒たちのよきモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められる。

② 心の通い合う教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠である。互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気を作ることが大切である。

③ 自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間作りが必要である。

（３） 命や人権を尊重し豊かな心を育てるためには

① 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒たちに理解させることが大切である。

② 道徳教育の充実

生徒たちは、心根がゆさぶられる教材や資料に出会い、人として「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省みて、いじめの抑止につながると考えられる。道徳の授業では、学級の生徒の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱うことが重要である。

（４） 保護者や地域への働きかけ

P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。

＜Ⅲ 早期発見＞

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒たちとの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒達の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

（１）教職員のいじめに気づく力を高めるためには

① 生徒たちの立場に立つ

一人ひとりの人格ある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。

② 生徒たちを共感的に理解する

生徒たちの気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に生徒たちの気持ちや行動・価値観をしようとするカウンセリング・マインドを高める必要がある。

（２）いじめの様態

① ひやかしからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。

② 仲間はずれ、集団による無視

③ 軽くぶつかられたり、遊ぶ振りをして叩かれたり、けられたりする。

④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、けられたりする。

⑤ 金品をたかられる。

⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

⑦ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

⑧ パソコンやスマートフォン、携帯電話等を用いて、SNS上等で誹謗中傷や嫌なことをされる。

（３）いじめが見えにくいのは

① いじめは大人の見えないところで行われている。

② いじめられている本人からの訴えは少ない。

③ ネット上のいじめは最も見えにくい。

（４）早期発見のための手だて

① 日々の観察

「生徒達がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、生徒たちと共に過ごす機会を積極的に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。

② 観察の視点

学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある。

③ 日記の活用

生徒とのやりとり帳を用いて、コメントのやり取りから信頼関係を築いていく。

④ 教育相談……さわやか相談室、スクールカウンセラー

⑤ いじめ実態把握アンケート……実態に応じて随時適時に実施する。

(5) 相談しやすい環境づくりをすすめるためには

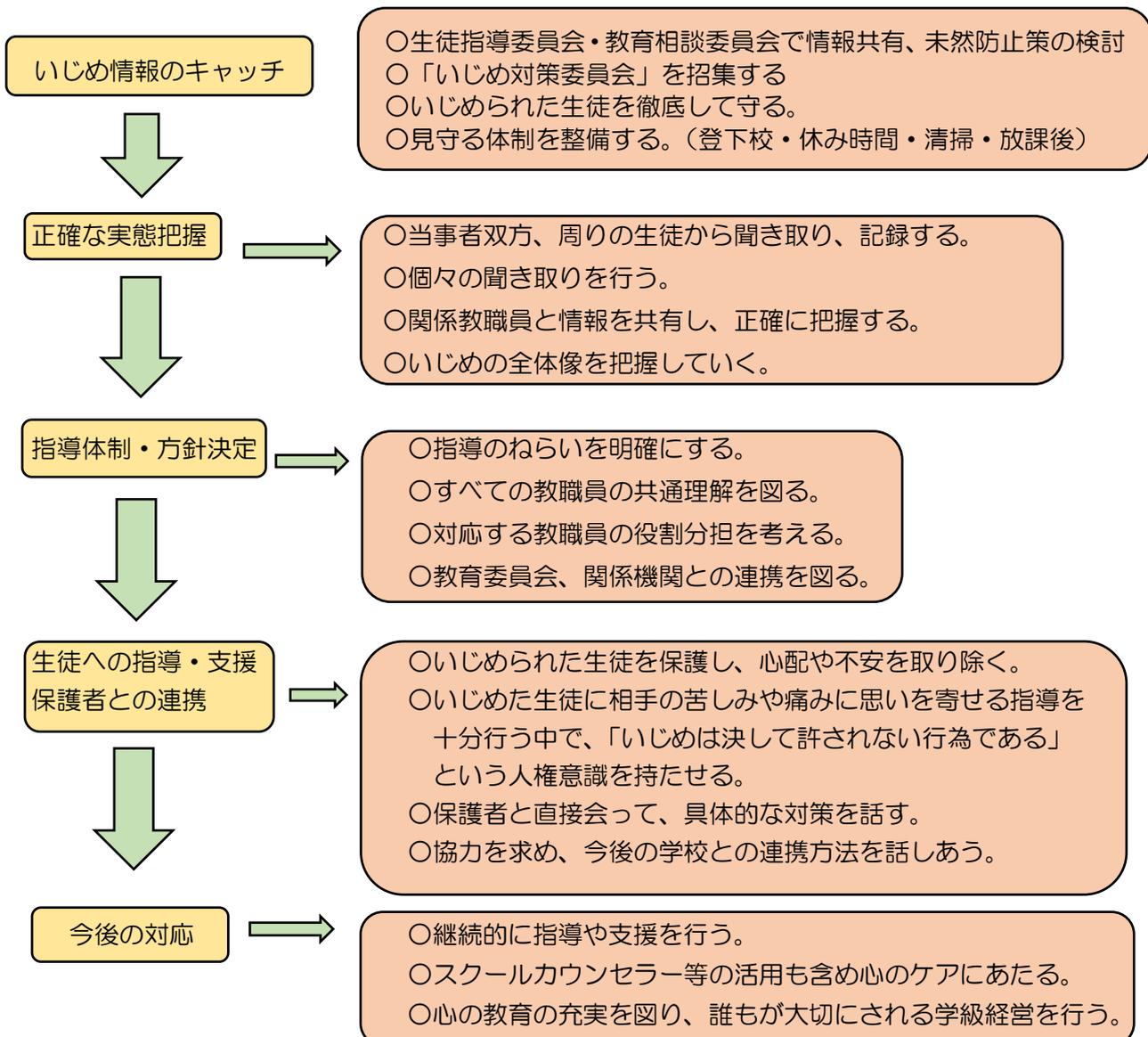
生徒達が、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。

- ① 本人の訴えには、心身の安全を保障した上で、事実関係や気持ちを傾聴する。
- ② 周りに生徒からの訴えには、「よく言ってきたね」とその勇気ある行動をたたえ、情報の発信元は、絶対に明かさないと伝え安心感を与える。
- ③ 保護者からの訴えには、日頃から、生徒の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておく必要がある。

<Ⅳ 早期対応>

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱えず、まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立てて、継続的に見守る必要がある。

(1) いじめ対応の基本的な流れ



(2) いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせて、直ちに、学級担任、学年主任、生徒指導担当に連絡し、校長、教頭に報告する。

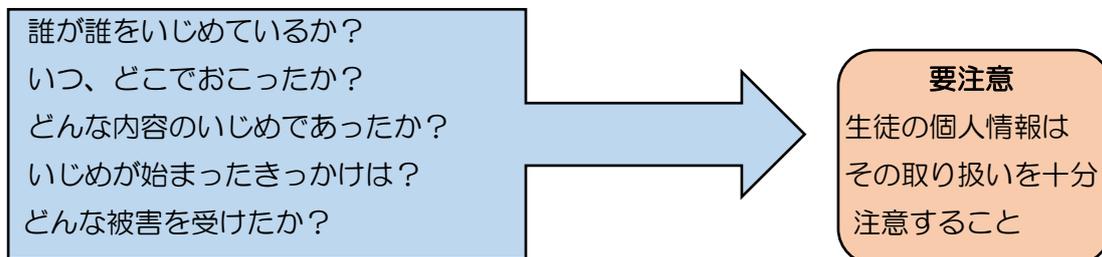
① いじめられた生徒・いじめを知らせてくれた生徒を守り通す

いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えにきた生徒から話を聞く場合は、他の生徒たちの目に触れないように、場所、時間等に慎重に配慮を行う。

② 事実確認と情報の共有

周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、いじめを正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。

③ 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、校長、教頭の指示のもと教職員の連携と情報共有を随時行う。



(3) いじめが起きた場合の対応

① いじめられた生徒に対して

(生徒に対して)

- ・事実確認と共に、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるように配慮する。

(保護者に対して)

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携をとりながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭での生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談する。

② いじめた生徒に対して

(生徒に対して)

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分聞き、生徒の背景にも目をむけて指導する。
- ・毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

(保護者に対して)

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを考え、より良

い解決を図ろうとする思いを伝える。

- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。

③ 周りの生徒たちに対して

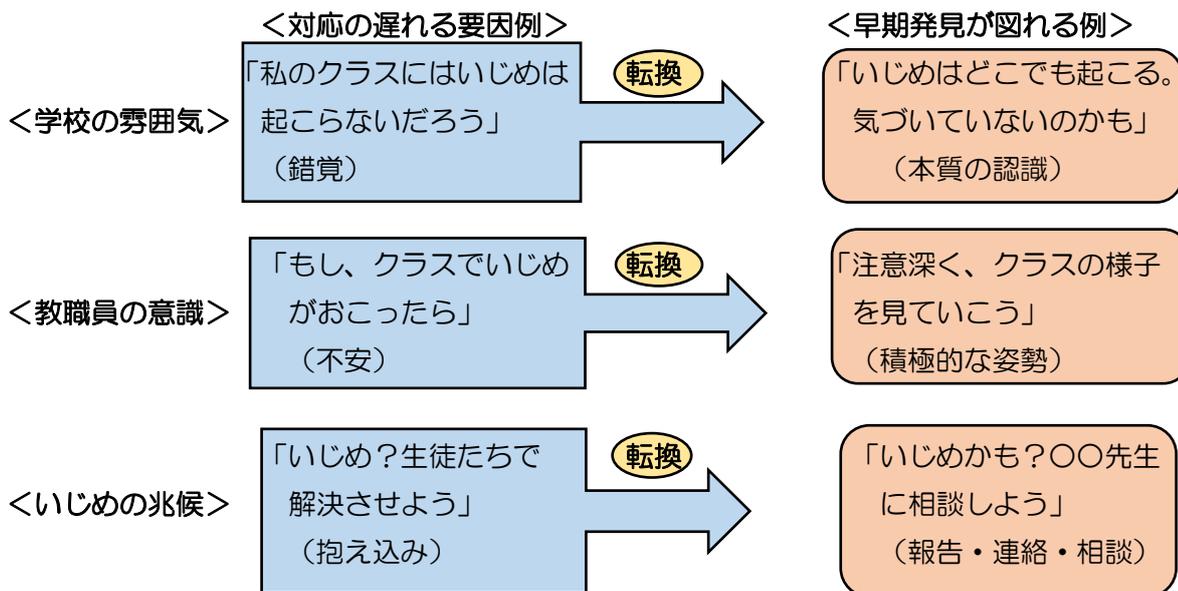
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見てみぬ振りをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。

④ 継続した指導

- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行うことを怠ってはならない。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立てて、いじめのない学級作りへの取組を強化する。

(4) 迅速に対応するためには

考え方の転換を図り、より迅速な対応が図れる体制作りに取り組むことが重要である。



<V ネット上のいじめとは>

- (1) パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもが悪口や誹謗中傷等をインターネット上でwebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりする方法等により、人権を侵害し、苦痛を与えるもの。

タブレット端末の配付もあり、生徒は普段からネット社会とつながっています。外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するインターネット上のいじめが危惧されます。

(2) 未然防止のためには

- ① 学校の校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行うことが重要である。
- ② 生徒たちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけではなく、「白岡市子どものネット利用宣言」等をもとに、家庭において生徒を危険から守るためのルール作りおよびルールを守る指導を行う。
- ③ メールを見たときの表情の変化など、トラブルにまきこまれた生徒が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に機器の使用を止め、学校へ相談すること。

(3) 情報モラルに関する指導の際、生徒たちに理解させるポイント

- ① 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- ② 匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- ③ 違法情報や有害情報が含まれていること。
- ④ 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。
- ⑤ 一度流失した情報は、簡単に回収できないこと。

<VI 重大事態への対処>

いじめ防止対策推進法第28条がいう「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号の「生命、心身または財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。たとえば、

- 生徒が自殺を図った場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には上記目安に関わらず、学校の設置者または学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、いじめられて重大事態に至ったという申し立てが生徒や保護者からあったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

本校では、この重大事態を全職員が理解し、重大事態が生じた時、調査で得た情報は、生徒及びその保護者に提供する。さらに、市教育委員会に報告する。そして、市教育委員会を通して、埼玉県教育委員会に報告する。

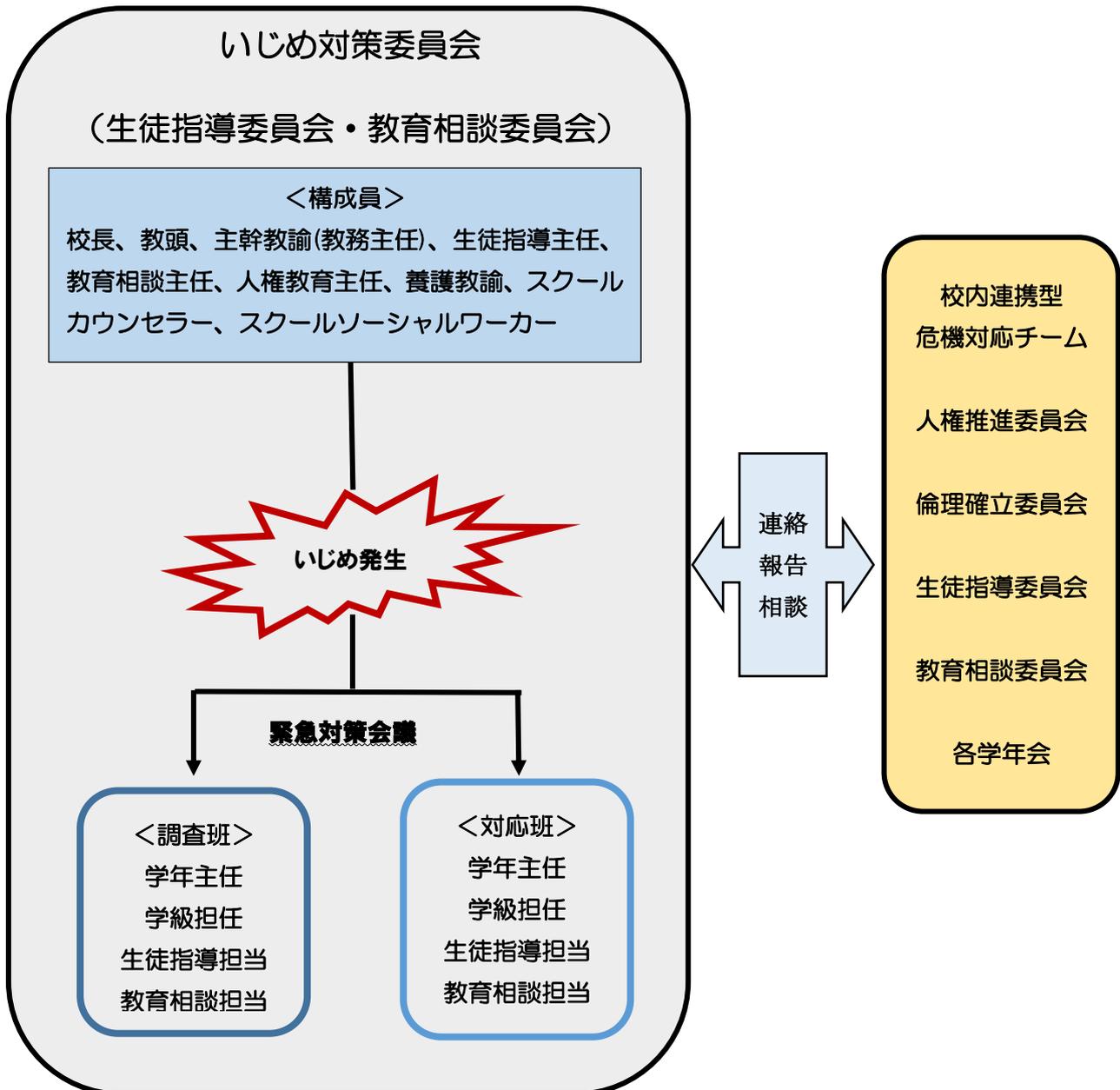
調査に当たっては、公平性・中立性確保の観点からいじめ対策委員会を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または、特別の利害関係を有しない者の参加を図る。

<Ⅶ いじめ問題に取り組む体制の整備>

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶」という強い意思を持ち、学年全体で組織的な取組を行う必要がある。そのために、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められる。本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、校長が任命したいじめに特化した機動的な「いじめ対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

また組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、生徒の状況や地域の実態に応じた取り組みを展開することが大切である。

(1) いじめ対策委員会の設置



(2) 年間を見通したいじめ防止指導計画の整備について

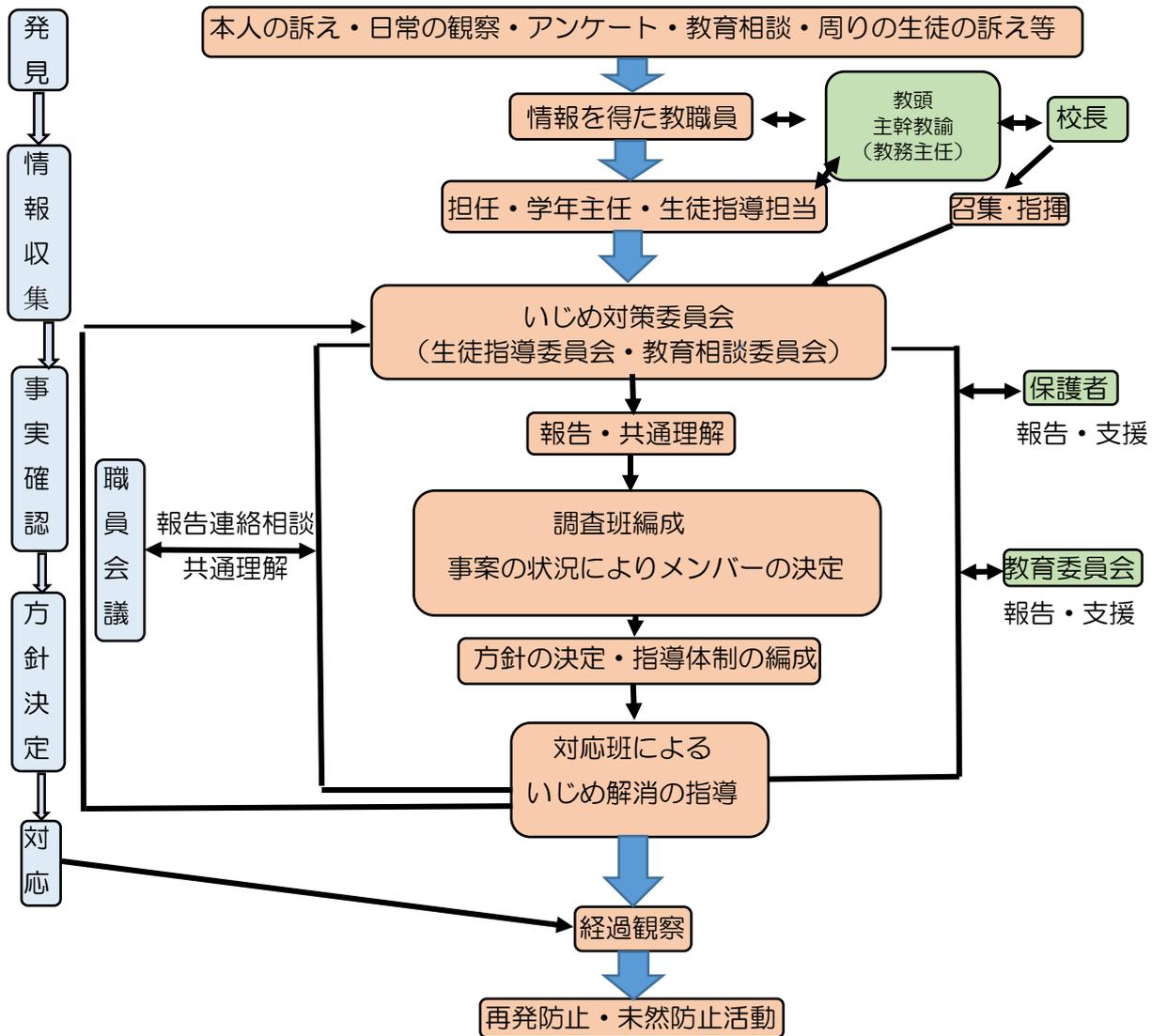
	4月	5月	6月	7・8月	9月
職員会議等	いじめ対策委員会 指針方針見直し 指導計画作成	事件発生時、緊急	対応会議の開催		いじめ対策委員会 情報共有
防止対策	学年・学級 人間関係づくり 学習用 iPad 使用 時のルール確認 啓発			非行防止教室 学年保護者会や 三者面談での啓 発、情報提供	学年・学級 人間関係づくり
早期発見	適時適切 二者面談		学校生活 アンケート	教育相談期間	

	10月	11月	12月	1月	2・3月
職員会議等	いじめ対策委員会 指針方針確認 指導計画確認				いじめ対策委員会 本年度のまとめ 来年度の課題検討
防止対策			学年保護者会での啓発、情報提供	学年・学級 人間関係づくり	学年保護者会での啓発、情報提供
早期発見	適時適切 二者面談	教育相談期間	学校生活 アンケート	教育相談期間	学校生活 アンケート

(2) 指導体制を構築する上での留意点

- ① いじめ問題の重大性をすべての教職員が認識し、校長を中心とした未然防止「いじめを生まない土壌作り」(人権教育、道徳教育、学級活動、特別活動)に組織的に取り組んでいるか。
- ② いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて、職員会議や校内研修などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。
- ③ いじめ問題について、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談を確実にを行い、学年全体で組織的に対応しているか。

(3) いじめが起こった場合の組織的対応の流れ……原則として、即日対応が好ましい



<Ⅷ まとめ>

○いじめ防止基本方針

1 未然防止 (いじめを生まない土壌作り)

- (1) 人権教育の充実 (2) 道徳教育の充実 (3) 体験教室の充実
- (4) コミュニケーション活動を重視した特別活動

2 早期発見(生徒の変化を敏感に察知)

- (1) 日々の観察 (2) 教育相談 (3) 学校生活アンケート

3 早期対応の基本的な流れ (問題を軽視することなく、迅速かつ組織的に対応)

- (1) 情報の収集 (2) 正確な実態把握 (3) 指導体制・方針決定
- (4) 子どもへの支援・指導 (5) 保護者との連携 (6) 再発防止

白岡市立 白岡中学校

いじめなし宣言

一、私たちは命を大切にし、たくさん
さんの仲間と笑顔で過ごします



一、私たちは仲間を信じ、困っ
たときは助け合います



一、私たちはどんなに小さなこと
でも人を傷つけることは、絶対に
許しません



○警察に相談又は通報すべきいじめの事例（令和5年2月7日付文部科学省通知より一部抜粋）

- ・ いじめが発生した際、当該行為が犯罪行為（触法行為を含む。）に該当するか否かを学校及び学校の設置者が、判断することは困難なことも多いが、「いじめ」として捉えがちなものについて、早期に警察に相談又は通報を行う必要がある場合もある。
- ・ 以下は、学校で起こり得るいじめの事例のうち、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案や重大ないじめ事案として警察への相談又は通報すべき具体例を参考として示したものである。

学校で起こり得る事案の例	該当し得る犯罪	
○ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。	暴行 (刑法第 208 条)	第 208 条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
○靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ○財布から現金を盗む。	窃盗 (刑法第 235 条)	第 235 条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。
○ 自転車を壊す。 ○ 制服をカッターで切り裂く。	器物損壊等 (刑法第 261 条)	第 261 条 前3条に規定するもの（公用文書等毀棄、私用文書等毀棄、建造物等損壊及び同致死傷）のほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金若しくは科料に処する。
○特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。	名誉毀損、侮辱 (刑法第 230 条、231 条)	第 230 条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金に処する。 2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。 第 231 条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。	児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条)	第7条 自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者（自己の意思に基づいて所持するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。自己の性的好奇心を満たす目的で、第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を

		<p>保管した者（自己の意思に基づいて保管するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）も、同様とする。</p> <p>2 児童ポルノを提供した者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を提供した者も、同様とする。</p> <p>3 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。同項に掲げる行為の目的で、同項の電磁的記録を保管した者も、同様とする。</p> <p>4 前項に規定するもののほか、児童に第2条第3項各号のいずれかに掲げる姿態をとらせ、これを写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノを製造した者も、第2項と同様とする。</p> <p>5 （略）</p> <p>6 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を不特定又は多数の者に提供した者も、同様とする。</p> <p>7 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同様とする。（略）</p> <p>8 （略）</p>
--	--	--